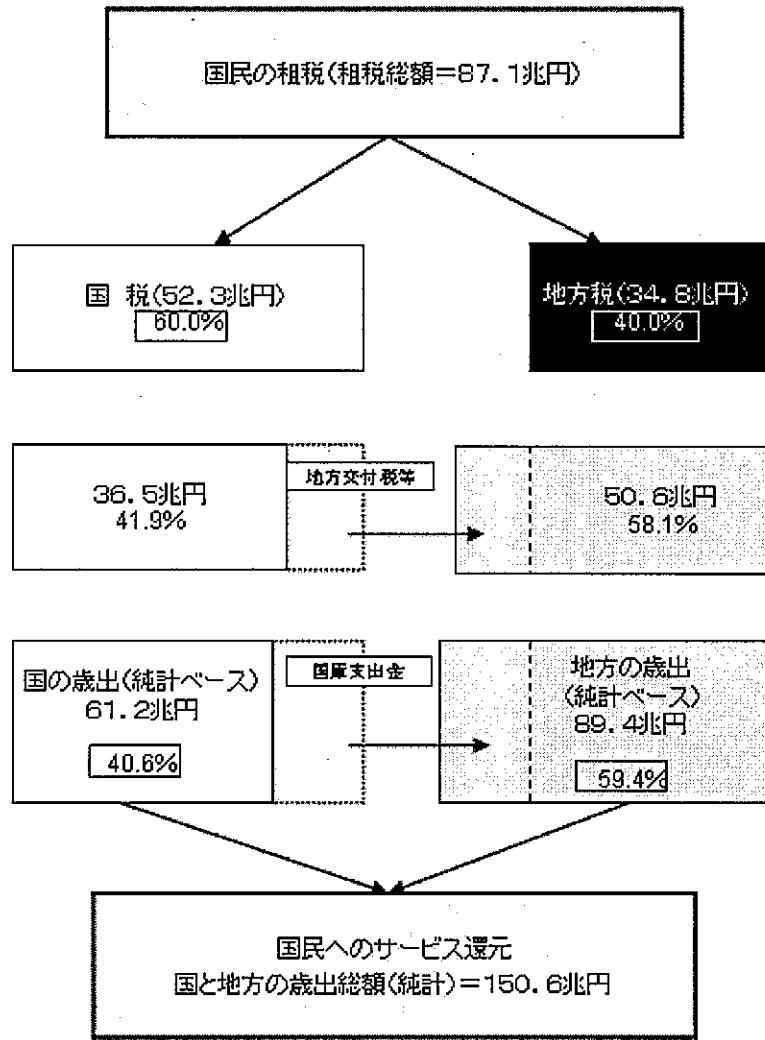


大阪府広域自治制度に関する研究会 (第3回)
地方税制関係資料

目次

- 1 国・地方の財源配分 (平成 17 年度)
- 2 国・地方の主な税目及び税収配分の概要
- 3 国・地方の税収配分について
- 4 地方税収の構成 (平成 19 年度地方財政計画額)
- 5 道府県税の概要
- 6 市町村税の概要
- 7 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口 1 人当たり税収額の指数
- 8 地方たばこ税、自動車税及び軽油引取税 (目的税) の人口 1 人当たり税収額の指数
- 9 国民負担率の内訳の国際比較
- 10 国民負担率の推移 (対国民所得比)
- 11 超過課税の実施状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)
- 12 法定外税の状況 (平成 19 年 4 月現在)
- 13 法人住民税の概要
- 14 法人事業税の概要
- 15 地方消費税の概要
- 16 付加価値税率 (標準税率) の国際比較 [未定稿]
- 17 個人住民税の概要
- 18 固定資産税の概要
- 19 都市計画税の概要
- 20 地方税収入の推移 (地方財政計画額ベース)
- 21 地方議与税の概要
- 22 地方財政の状況
- 23 地方財政の借入金残高の状況
- 24 赤字国債発行額と地方財源不足の推移 (平成 16 年 10 月 22 日経済財政諮問会議提出資料)
- 25 国税・地方税の税収比較 (平成 17 年度決算額)
- 26 地方財政の果たす役割
- 27 国及び地方の歳出・税収の国際比較
- 28 都道府県別人口 1 人当たり道府県税収額の指数 (全国平均を 100 とした場合)
- 29 廃止すべき国庫補助金負担金等一覧 (平成 19 年 7 月 11 日全国知事会議資料)
- 30 我が国の地域プロックの諸外国との比較 (人口・GDP)

国・地方の財源配分(平成17年度)



国：地方

6：4

4：6

(参考) 税源移譲後の税収見込み
 国税 55.1兆円：地方税 41.5兆円
57：43

(注)平成19年度税収をベースに、税源移譲・定率減税廃止の影響が平年度化したものと仮定し、試算。

◎地方歳入に占める地方税収入の割合 (平成17年度決算額)

(単位：億円)

地方税	地方譲与税 地方持分交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
348,044 (37.4%)	203,257 (21.8%)	118,096 (12.7%)	103,763 (11.2%)	156,204 (16.8%)
地方歳入 92兆9,365億円				

(注1) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金を含むが、国庫提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 (注2) 四捨五入の関係で一致しない箇所がある。

(注) 現在精査中であり、異動する可能性がある。

(出典：総務省 HP)

国・地方の主な税目及び税收配分の概要

資料6-2

()内は、平成17年度税收入額。単位：兆円

	所得課税	消費課税	資産課税等	計
国	所得税(16.7) 法人税(13.3)	消費税(10.6) 揮発油税(2.9) 酒税(1.6) たばこ税(0.9) 自動車重量税(1.1) 石油ガブ税(0.03)等	相続税(1.6) 登録免許税(0.5)等	
	個人31.9% 法人25.4%			
	57.3%(30.0)	37.4%(19.6)	5.2%(2.7)	(52.3)
道府県	法人事業税(4.7) 個人道府県民税(2.4) 法人道府県民税(1.0) 道府県税利子割(0.2) 個人事業税(0.2)	地方消費税(2.6) 自動車税(1.8) 軽油引取税(1.1) 自動車取得税(0.5) 道府県たばこ税(0.3)等	不動産取得税(0.5)等	
	個人18.5% 法人37.3%			
	55.8%(8.5)	40.6%(6.2)	3.6%(0.5)	(15.2)
	41.7%(8.2)	5.2%(1.0)	53.1%(10.4)	(19.6)
市町村	個人市町村民税(5.7) 法人市町村民税(2.5)	市町村たばこ税(0.8) 軽自動車税(0.2)等	固定資産税(8.9) 都市計画税(1.2) 特別土地保有税(0.0) 事業所税(0.3)等	
	個人29.1% 法人12.6%			
	47.9%(16.7)	20.7%(7.2)	31.4%(10.9)	(34.8)
計	(46.6)	(26.8)	(13.7)	(87.1)

(再掲)

	所得課税	消費課税	資産課税等	計
国	64.3%	73.1%	20.0%	60.0%
道府県	18.2%	23.1%	4.0%	17.5%
市町村	17.5%	3.8%	76.0%	22.5%
地方	35.7%	26.9%	80.0%	40.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計と一致しない場合がある。
 2. で囲んだ税目以外の地方税目は課税標準が国税に準拠し又は国税に類似しているもの。
 3. 計数は精査中であり、異動する場合がある。

(出典：総務省HP)

国・地方の税收配分について (出典：総務省HP等)

(平成17年度税收収入額ベース)

◎ 租税収入合計

国 税 52.3兆円 (66%)	地方税 34.8兆円 (40%)
	道府県 15.2兆円
	市町村 19.6兆円

○ 個人所得課税

国 税 16.7兆円(67%)	地方税 8.1兆円(38%)
所得税 16.2兆円	個人住民税 8.1兆円
交付税分	
↓	
※所得譲与税1.1兆円	
57%	

所得税の交付税率 32.0%

※所得譲与税は平成17年度1兆1,159億円、18年度3兆94億円。19年分所得税、19年度分個人住民税より、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲。

○ 法人所得課税

国 税 12.3兆円(62%)	地方税 8.1兆円(38%)
法人税 12.3兆円	法人事業税 4.7兆円
法人住民税 3.4兆円	法人住民税 3.4兆円
交付税分	
↓	
40%	60%

法人税の交付税率 35.8%
(注)平成19年度より34.0%

○ 消費税、地方消費税

国 税 10.6兆円(81%)	地方税 2.6兆円 (19%)
消費税 10.6兆円	地方消費税 2.6兆円
交付税分	
↓	
57%	43%

消費税の交付税率 29.5%

○ 酒税

国 税 1.6兆円(100%)	地方交付税分
酒 税 1.6兆円	
↓	
68%	32%

酒 税 の 交付税率 32.0%

○ たばこ税

国 税 1.1兆円(50%)	地方税 1.1兆円(50%)
たばこ税 1.1兆円	地方たばこ税 1.1兆円
交付税分	
↓	
40%	60%

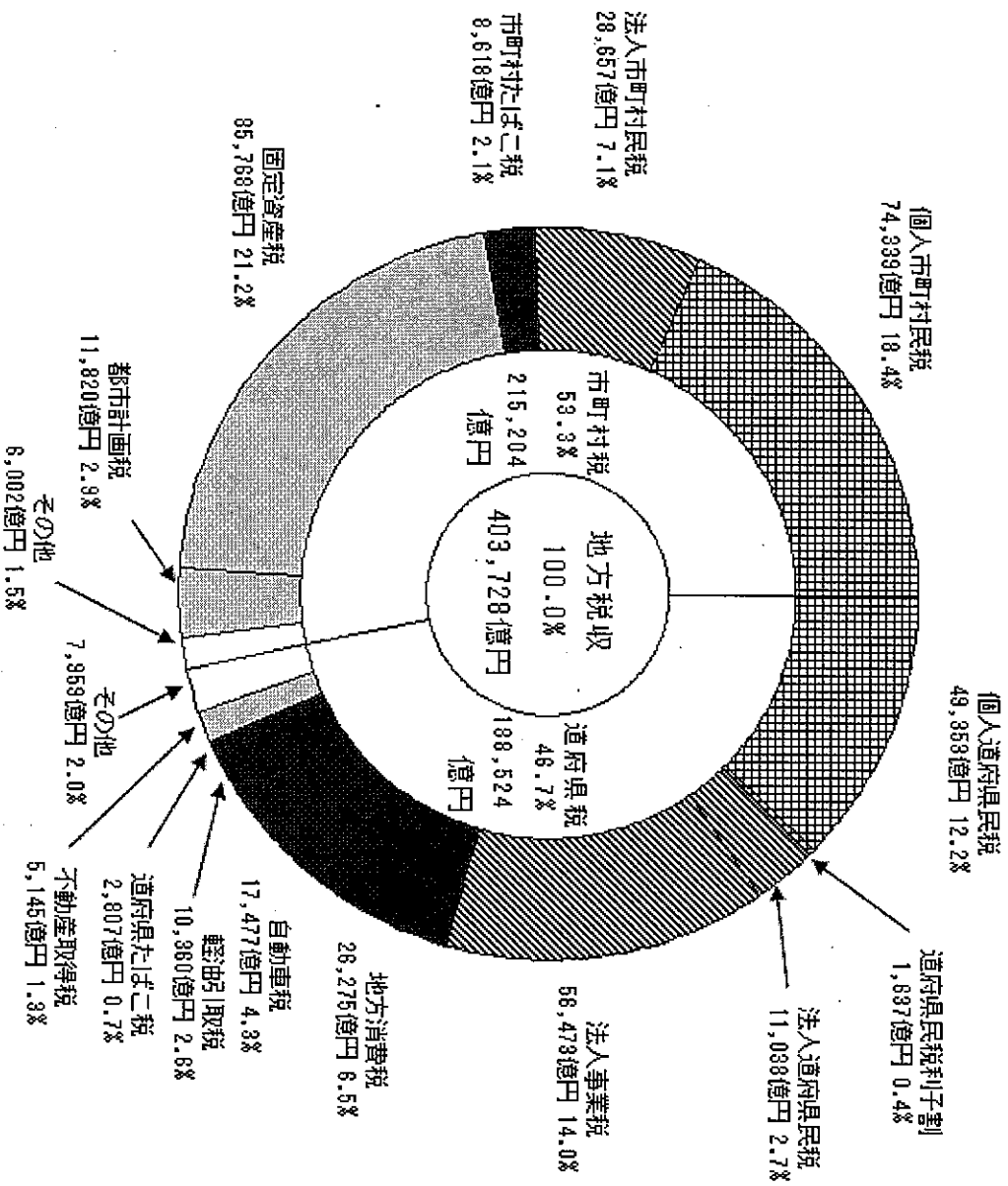
たばこ税の交付税率 25.0%

◎ 歳出(純計ベース)

国 61.2兆円 (41%)	地方 89.4兆円 (59%)
-------------------	--------------------

(注1) 国・地方の配分割合は実際の税收額に基づく数値であり、理論上の数値とは異なる場合がある。
(注2) 数値は現在精査中であり、異動する場合がある。

地方税収の構成(平成19年度地方財政計画額)



(注) 1 「個人道府県民税」は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

(出典：総務省HP)

道府県税の概要

税目	納税義務者	課税客 体	課税標準	税率	収入見込額 (平成19年度)
道府県民 税 (直)	道府県内に 住所を有する 個人、道府 県内に住所を 有する法人等	左に同 じ	均等割(個人、法人)・・・ 定額課税	個人・・・1,000円 法人・・・2万円～80万円	個人均等割 …… 596 法人均等割 …… 1,369 所得割 …… 46,404 法人税割 …… 9,669 利子割 …… 1,637 配当割 …… 969 株式等譲渡 所得割 …… 1,384 計 62,028 (32.9)
			所得割(個人)・・・ 前年の所得	4/100	
			法人税割 (法人)・・・ 法人税額 又は個別 帰属法人 税額	5/100	
			利子割(個人・法人)・・・ 支払を受け るべき利 子等の額	5/100	
			配当割(個人)・・・ 支払を受け る一定の 相場株 式等に係 る配当 の額	5/100 〔ただし、平成16年1月1日から平成21年3月31日までで3/100〕	
			株式等譲 渡所得割 (個人)・・・ 源泉徴収 口座内の 株式等 譲渡による 所得	5/100 〔ただし、平成16年1月1日から平成20年12月31日までで3/100〕	
			個人・・・ 前年の所得	3/100～5/100	
			法人・・・付 加価値額、 資本金等 の額、所得 又は収入 金額	外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 所得割 3.8/100～7.2/100 所得課税法人 所得割 5/100～9.6/100 収入金額課税法人	
			個人・・・ 法人	個人 …… 2,408 法人 …… 56,473	
			計	計 58,881 (31.2)	
事業 税 (直)	事業を行 う個人、 法人	個人、の 法人の事 業			

				収入割 1.3/100	譲渡割 ... 19,466 貨物割 ... 6,809 計 26,275 (13.9)
地方消費税(間)	譲渡... 課税の譲渡を行った者 ... 課税を地域から引き取る者	譲渡... 業者の行った課税の譲渡 ... 業者の行った課税の譲渡	譲渡割... 課税の譲渡に係る税額 ... 譲渡に係る税額から仕入に係る税額を控除した額 ... 課税に課税貨物に係る税額	25/100	
不動産取得税(間)	不動産の取得者	不動産(土地又は家屋)の取得	取得した不動産の価格	4/100 ただし、住宅及び土地は平成18年4月1日から平成21年3月31日までで3/100 住宅以外の家屋は平成20年3月31日までで3.5/100	5,145 (2.7)
道府県たばこ税(間)	卸売業者等	売渡し係等に製造したばこ	製造したばこの本数	1,000本につき1,074円(旧3級品は、1,000本につき511円)	2,807 (1.5)
ゴルフ場利用税(間)	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用		1人1日につき800円(標準税率)	562 (0.3)
自動車税(直)	自動車の所有者	自動車		例 自家用乗用車 (1,000cc超1,500cc以下) ...年額34,500円	17,477 (9.3)
鉱区税(直)	鉱業権者	鉱区	鉱区の面積	例 砂鉱以外の探掘鉱区 100アールごとに年額400円	4 (0.0)
固定資産税(特例等)(直)	大規模の償却資産の所有者	大規模の償却資産	市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額を超える部分の金額	1.4/100	108 (0.1)

自動車取得税 (間)	自動車の取得者	自動車の取得	自動車の取得価額	3/100 ただし、平成15年4月1日から平成20年3月31日まで 【 家用 営業用及び軽自動車 ……3/100 】	4,855 (2.6)
軽油引取税 (間)	現実の納入を伴う引取りを行う者	軽油の引取りで現実の納入を伴うもの	軽油の数量	1klにつき15,000円 【 ただし、平成5年12月1日から平成20年3月31日まで 1klにつき32,100円 】	10,360 (5.5)
狩猟税 (直)	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録		例 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者につき16,500円 任意税率	22 (0.0)
水利益地税 (直)	水利に関する事業等による利益を受ける者	土地、家屋	価格又は面積		— (—)
					道府県税計 188,524 (100.0)

(注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
2. 収入見込額(平成19年度)は、平成19年度地方財政計画(案)における収入見込額である。

(出典：総務省HPF)

市町村税の概要

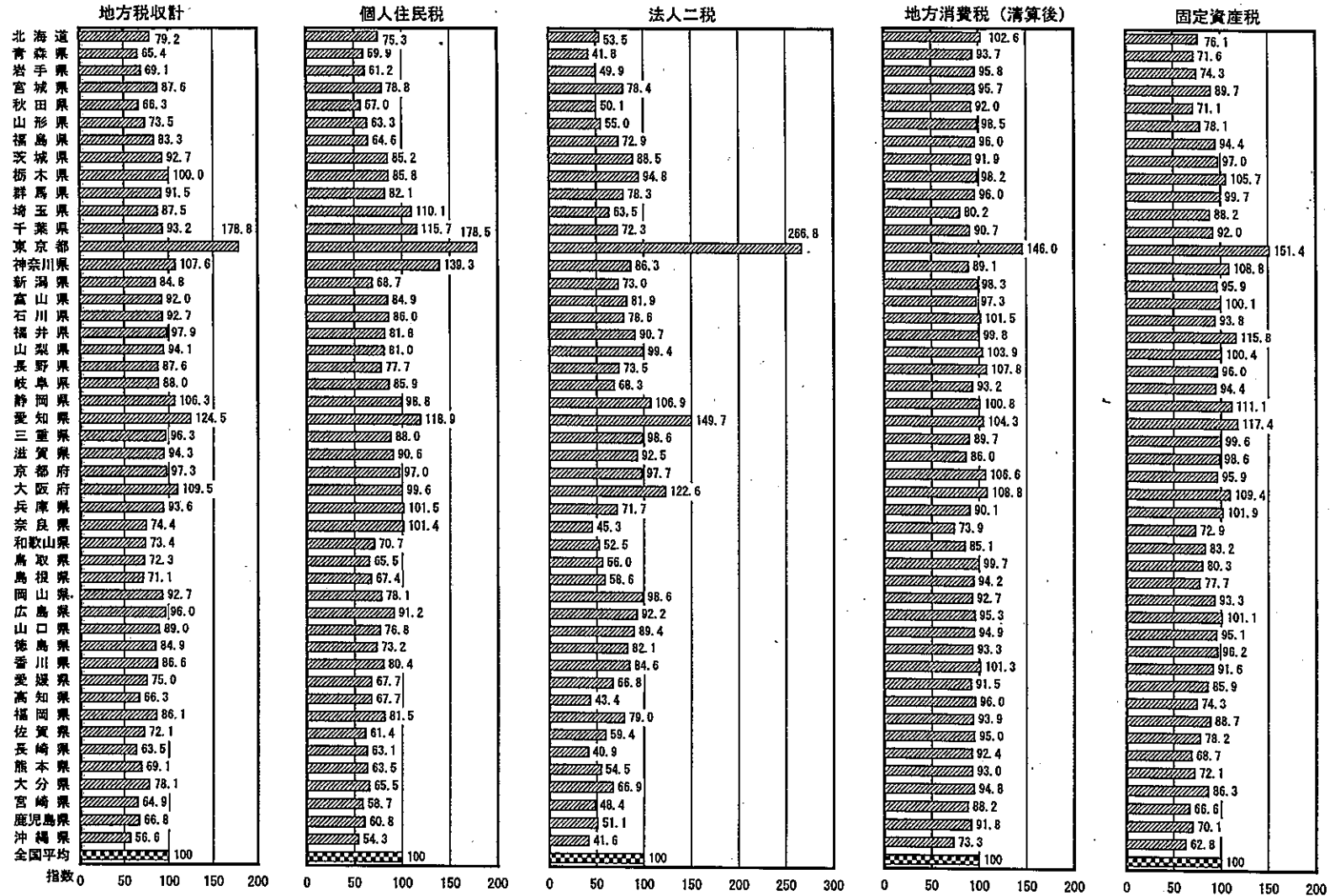
税目	納税義務者	課税客体	課税標準		税率	収入見込額 (平成19年度)
			均等割(個人、法人)・・・ 定額課税	所得割(個人)・・・ 前年の所得		
市町村 民税 (直)	市町村内に住所を 有する個人、市町 村内に事務所等 を有する法人等	左に同じ	法人税割(法人)・・・ 法人税額又は 個別帰属法人 税額	12.3/100	例 4輪以上の 自家用軽 乗用車 ・・・年額7,200 円	収入見込額 (平成19年度) 億円 (構成比) 個人均等割・・・1,753 法人均等割・・・3,902 所得割・・・72,586 法人税割・・・24,755 計 102,996 (47.9)
			価格	1.4/100		
固定資 産税 (直)	固定資産の所有 者	固定資産 (土地、家 屋、償却資 産)				
軽自動 車税 (直)	軽自動車等の所 有者	軽自動車等				1,636 (0.8)
市町村 たばこ 税(間)	卸売販売業者等	売渡し等に 係る製造た ばこ	製造たばこの本 数	1,000本につき 3,298円 (旧3級品は、 1,000本につ き1,564円)		8,618 (4.0)
鉱産税 (直)	鉱業者	鉱物の掘採 の事業	鉱物の価格	1/100		15 (0.0)
特別土 地保有 税(直)	土地の所有者又 は取得者	土地の保有 又は取得	土地の取得価額	土地に対する 課税1.4/100 土地の取得に 対する課税 3/100		21 (0.0)
※平成15年度以降は新たな課税は行っていない。						
入湯税 (間)	入湯客	鉱泉浴場にお ける入湯 行為	入湯客数	1人1日につき 150円		247 (0.1)
事業所 税(直)	事業所等において 事業を行う者	事業	資産割・・・事業所 床面積	1m ² につき600 円		3,026 (1.4)
			従業者割・・・ 従業者給与総 額	0.25/100		

都市計画税 (直)	市街化区域等内 に所在する土地、 家屋の所有者	土地、家屋	価格	0.3/100(制限 税率)		11,820 (5.5)
水源地 益税 (直)	水源地に関する事業 等により利益を受 ける者	土地、家屋	価格又は面積	任意税率		0 (0.0)
共同施 設税 (直)	共同施設により特 に利益を受ける者	共同施設に利 益を受けた 事実	共同施設の利益 状況を考慮して 市町村が条例で 定める	任意税率		— (—)
宅地開 発税 (直)	権原により宅地開 発を行う者	市街化区域 において行 われる宅地 開発	宅地の面積	任意税率		— (—)
					市町村税計	215,204 (100.0)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
2. 収入見込額(平成19年度)は、平成19年度地方財政計画(案)における収入見込額である。
3. 固定資産税には国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金を含む。

(出典:総務省HPより)

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成17年度)



最大/最小: 3.2倍

最大/最小: 3.3倍

最大/最小: 6.5倍

最大/最小: 2.0倍

最大/最小: 2.4倍

【平成17年度決算額】

34.2兆円

8.0兆円

7.6兆円

2.6兆円

8.8兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

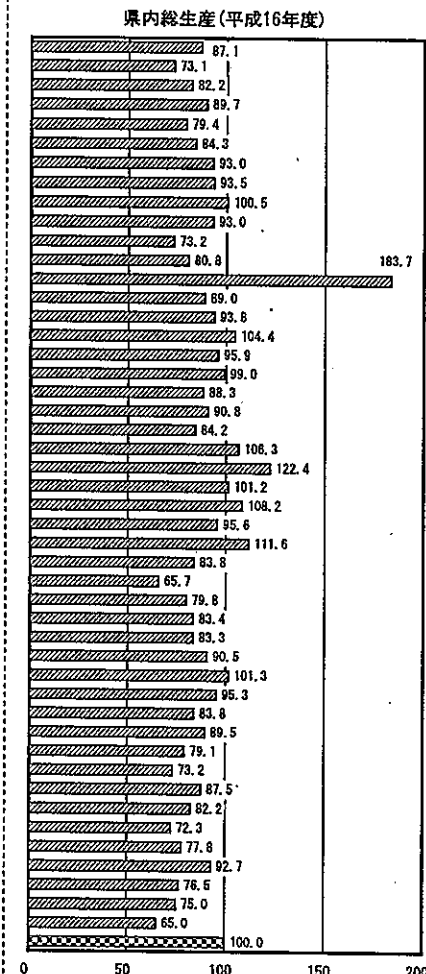
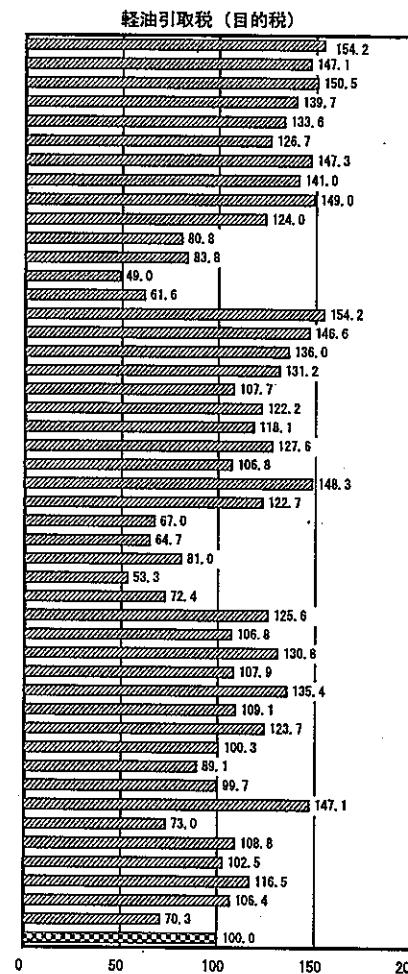
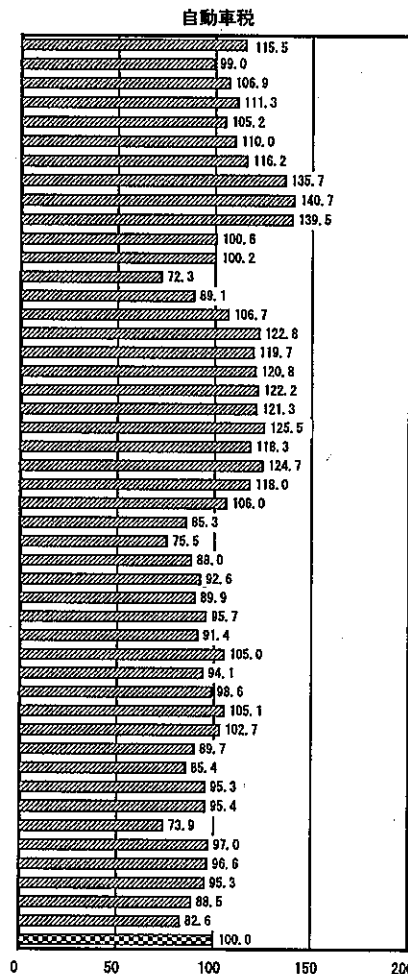
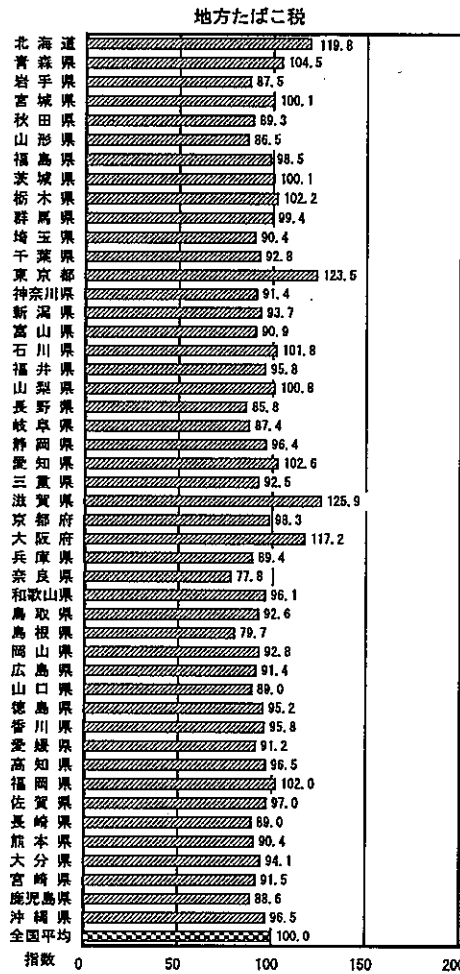
(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(出典: 総務省HP)

地方たばこ税、自動車税及び軽油引取税（目的税）の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成17年度）

(参考)



最大/最小：1.6倍

最大/最小：1.9倍

最大/最小：3.1倍

最大/最小：2.8倍

[平成17年度決算額]

1.1兆円

1.8兆円

1.1兆円

508.4兆円

(注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。

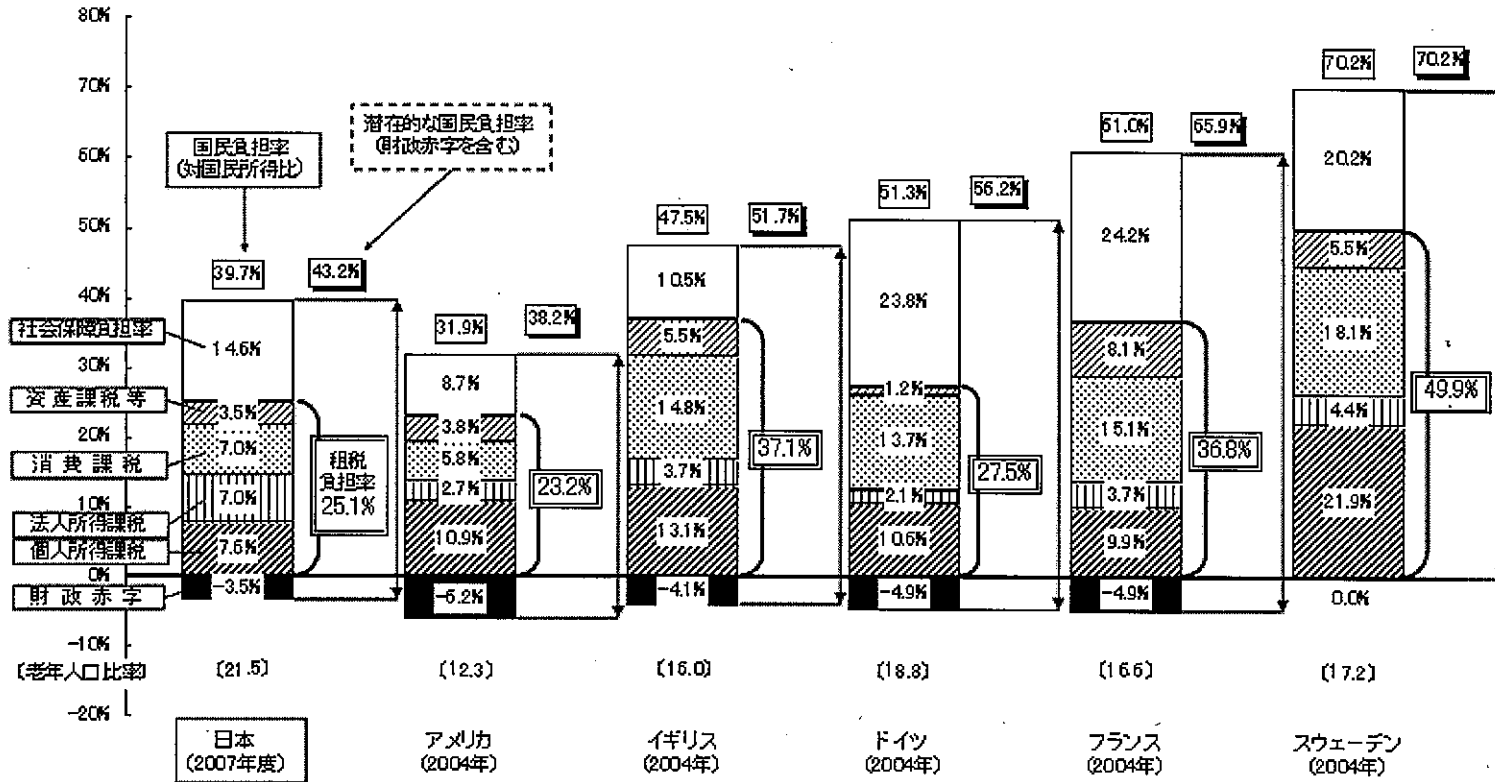
(注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。

(注3) 平成18年3月31日の住民基本台帳人口による。

(注4) (参考) は平成16年度の人口1人あたりの県内総生産額である。

(出典：総務省HP)

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005" 及び同 "National Accounts 1993-2004" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 5. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。

(出典: 総務省HP)

国民負担率の推移(対国民所得比)

年度	国税 1)	一般会 計 税収	地方税 2)	税負担 3)=1)+ 2)	社会保 障 負担4)	国民負 担 5)=3) +4)	国民所 得 (NI)	
	%	%	%	%	%	%	兆円	
昭和	45	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	61.0
	46	12.8	12.0	6.4	19.2	5.9	25.2	65.9
	47	13.3	12.5	6.4	19.8	5.9	25.6	77.9
	48	14.7	13.9	6.8	21.4	5.9	27.4	95.8
	49	14.0	13.4	7.3	21.3	7.0	28.3	112.5
	50	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	124.0
	51	12.0	11.2	6.8	18.8	7.8	26.6	140.4
	52	11.8	11.1	7.1	18.9	8.3	27.3	155.7
	53	13.5	12.8	7.1	20.6	8.5	29.2	171.8
	54	13.7	13.0	7.7	21.4	8.8	30.2	182.2
55	14.2	13.5	8.0	22.2	9.1	31.3	199.6	
56	14.5	13.8	8.3	22.8	9.8	32.5	209.7	
57	14.6	13.9	8.5	23.1	10.0	33.1	219.4	
58	14.8	14.0	8.6	23.4	10.0	33.4	230.8	
59	15.1	14.3	8.8	23.9	10.1	34.0	243.6	
60	15.0	14.7	9.0	24.0	10.4	34.4	260.3	
61	15.8	15.4	9.1	24.9	10.6	35.5	271.1	
62	16.8	16.5	9.6	26.4	10.6	37.0	283.9	
63	17.3	16.9	10.0	27.3	10.6	37.9	301.4	
平成	元	17.7	17.0	9.9	27.6	10.8	38.4	322.1
	2	18.0	17.3	9.6	27.6	10.6	38.2	348.3
	3	17.0	16.1	9.5	26.5	10.6	37.1	371.1
	4	15.5	14.7	9.4	24.9	11.1	36.0	369.3
	5	15.5	14.7	9.1	24.6	11.3	35.9	369.0
	6	14.4	13.6	8.7	23.1	11.6	34.8	374.1
	7	14.7	13.9	9.0	23.7	12.5	36.2	374.3
	8	14.6	13.7	9.3	23.8	12.7	36.6	379.1
	9	14.5	14.1	9.4	24.0	13.1	37.0	382.8
	10	13.7	13.3	9.6	23.4	13.4	36.8	372.5

11	13.4	12.9	9.6	23.0	13.5	36.5	366.7
12	14.2	13.6	9.6	23.8	13.6	37.4	371.6
13	13.8	13.3	9.8	23.7	14.4	38.0	360.9
14	12.9	12.3	9.4	22.3	14.5	36.8	355.8
15	12.7	12.1	9.1	21.8	14.5	36.2	358.4
16	13.3	12.6	9.3	22.6	14.4	37.1	361.0
17	14.2 (522,905)	13.3 (490,654)	9.5 (348,044)	23.7 (870,949)	14.5	38.2	367.6
18	14.8 (555,143)	13.5 (504,680)	9.7 (362,376)	24.5 (917,519)	14.6	39.2	374.3
19	14.4 (550,953)	14.0 (534,670)	10.7 (411,210)	25.1 (962,163)	14.6	39.7	383.2

- (注) 1. 平成17年度までは実績、平成18年度は実績見込み、平成19年度は当初見込みである。
2. 平成17年度から19年度までの下段の()は金額(単位:億円)である。
3. 昭和53年度は、年度所屬区分の改正による増収額を含む。
4. 昭和59年度までの国税には日本専売公社納付金を含む。
5. 租税負担の計数は租税収入ベースであり、国民経済計算ベースとは異なる。

(出典:財務省HP)

超過課税の実施状況

ア 超過課税実施団体数（H18. 4. 1現在）

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割 16団体

（岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、
兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、
岡山県、山口県、愛媛県、高知県、
熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

法人均等割 17団体

（岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、大阪府、
兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、
山口県、愛媛県、高知県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県）

法人税割 46団体（静岡県を除く46都道府県）

<法人事業税> 7団体

（東京都、神奈川県、静岡県、愛知県
京都府、大阪府、兵庫県）

<自動車税> 1団体（東京都）

○ 市町村

<市町村民税>

法人均等割 408団体

法人税割 1,021団体

<固定資産税> 154団体

<軽自動車税> 22団体

（北海道】函館市、赤平市、根室市、滝川市、南幌町、
栗山町、滝上町【山梨県】早川町【京都府】伊根町【
島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、
斐川町、【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川
県】高松市【高知県】高知市、須崎市、春野町

<鉱産税> 37団体

<入湯税> 2団体（三重県桑名市、岡山県美作市）

イ 超過課税の規模（H17年度決算）

道府県税（団体数 ^(注) ）		
道府県民税	個人均等割（8団体）	19.0億円
	法人均等割（9団体）	56.8億円
	法人税割（46団体）	1,101.9億円
法人事業税（7団体）		1,145.0億円
自動車税（1団体）		0.3億円
道府県税計		2,322.9億円
市町村税（団体数 ^(注) ）		
市町村民税	法人均等割（478団体）	144.5億円
	法人税割（1189団体）	2,646.0億円
固定資産税（185団体）		373.8億円
軽自動車税（25団体）		5.3億円
鉱産税（47団体）		9百万円
入湯税（2団体）		24百万円
市町村税計		3,170.0億円
超過課税合計		5,492.9億円

※法人二税の占める割合：92.7%

（注）平成17年4月1日現在の団体数である。

（出典：総務省HP）

平成17年度決算額 541億円(地方税収額に占める割合 0.16%)

1 法定外普通税

(平成17年度決算額)
[単位:億円]

[都道府県]	
石油価格調整税	沖縄県
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、 石川県
核燃料等取扱税	茨城県
核燃料物質等取扱税	青森県
臨時特例企業税	神奈川県
計	15件
	453

[市町村]	
砂利採取税等	城陽市(京都府)、中井町(神奈川県)、 山北町(神奈川県)
別荘等所有税	熱海市(静岡県)
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)
計	7件
	14

[合計] 22件 466

2 法定外目的税

[都道府県]	
産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、鹿兒島県、北海道、 山形県、愛媛県
宿泊税	東京都
乗鞍環境保全税	岐阜県
計	29件
	60

[市町村]	
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)(*2)
環境未来税	北九州市(福岡県)
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)
環境協力税	伊是名村(沖縄県)
計	4件
	14 (*3)

- *1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
- *2 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。
- *3 岐阜県多治見市の一般廃棄物埋立税(～平成18年度)0.4億円を含む。
- *4 端数処理のため、計が一致しないことがある。
(岐阜:総務省HP)

法人住民税の概要

項目	内容			
1. 課税主体	都道府県及び市町村			
2. 納税義務者	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等			
3. 課税方式	申告納付			
4. 課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額			
5. 税率	(均等割)			
	資本金等の額	都道府県民税 均等割	市町村民税均等割	
	50億円超	80万円	従業者数 50人超	300万円
	10億円超 50億円以下	54万円	従業者数 50人以下	41万円
	1億円超 10億円以下	13万円		40万円
	1千万円超 1億円以下	5万円		15万円
	1千万円以下	2万円		12万円
	※ 市町村民税均等割については、制限税率(1.2倍)が定められている。 (法人税割) 都道府県：5%(制限税率 6%) 市町村：12.3%(制限税率14.7%)			
6. 分割基準	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を従業者数により分割して各都道府県又は各市町村に納付			
7. 税収 (平成17年 度決算額)	税金収入額	うち超過課税収入額 (実施団体数)		
	法人 都道府県民税	均等割 法人税割	1,435億円 8,227億円	57億円(9) 1,102億円(46)
	法人 市町村民税	均等割 法人税割	4,030億円 20,540億円	145億円(478) 2,646億円(1,190)

(出典：総務省HP)

法人事業税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人等
3. 課税客体 (非課税事業)	<p>法人等が行う事業</p> <p>次の事業については、法人事業税は課されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 林業、鉱物の掘採事業及び特定の農事組合法人が行う農業 2) 国、地方公共団体、日本郵政公社等が行う事業 3) 社会福祉法人、宗教法人、学校法人等の法人や人格のない社団等が行う事業で収益事業以外のもの
4. 課税方式 (申告の種類)	<p>申告納付 事業年度終了の日(中間申告の場合は6か月を経過した日)から原則として2か月以内に、事務所等の所在する都道府県に税額等を記載した申告書を提出し、その税額を納付する。</p> <p>1)確定申告 2)中間申告 (ア)前年度の実績による予定申告 (イ)仮決算による中間申告 ※ 中間申告を要するのは、事業年度が6か月を超える普通法人で前期の法人税額又は連結法人税個別帰属支払額の6か月分相当額が10万円を超えるもの、外形標準課税対象法人及び収入金額課税法人である。</p> <p>※ 所得割を申告納付すべき連結法人については、(イ)はない。</p> <p>3)期限後申告 4)修正申告</p>

5. 課税標準及び税率	法人区分	課税標準	税率
	<p>資本金1億円超の 普通法人</p>	<p>付加価値額</p> <p>資本金等の 額</p>	<p>付加価値割</p> <p>資本割</p>
<p>所得及び 清算所得</p>	<p>所得及び 清算所得</p>	<p>所得割のうち 年400万円以下の金額 年400万円を超え年800万円以下の金額 年800万円を超える金額 及び清算所得</p>	<p>3.8%</p> <p>5.5%</p> <p>7.2%</p>
<p>資本金1億円以下 の普通法人 公益法人等 投資法人等</p>	<p>所得及び 清算所得</p>	<p>所得割のうち 年400万円以下の金額 年400万円を超え年800万円以下の金額 年800万円を超える金額 及び清算所得</p>	<p>5%</p> <p>7.3%</p> <p>9.6%</p>

特別法人	所得及び 清算所得	所得割 所得のうち 年400万円以下の金額 年400万円を超える金額 及び清算所得	5% 6.6%
電気供給業 ガス供給業 保険業 を営む法人	収入金額	収入割 収入金額	1.3%

(注1) 税率は標準税率を掲げている(制限税率は標準税率の1.2倍)。

(注2) 特別法人とは、協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人をいう。

(注3) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

6. 分割基準

2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を従業員数等(事業により異なる。)により分割し、各都道府県における税率を乗じて算出した税額を納付する。

事業	分割基準
非製造業※	課税標準の1/2 : 事務所数 課税標準の1/2 : 従業員数
製造業	従業員数 (資本金1億円以上の法人: 工場の従業員数を1.5倍)
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額
電気供給業	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額

(注)電気供給業の分割基準については、当分の間、経過措置が設けられている。

※ 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。

7. 税収
(平成17年度決算額)

46,984億円
(うち超過課税収入額:1,145億円(7団体実施))

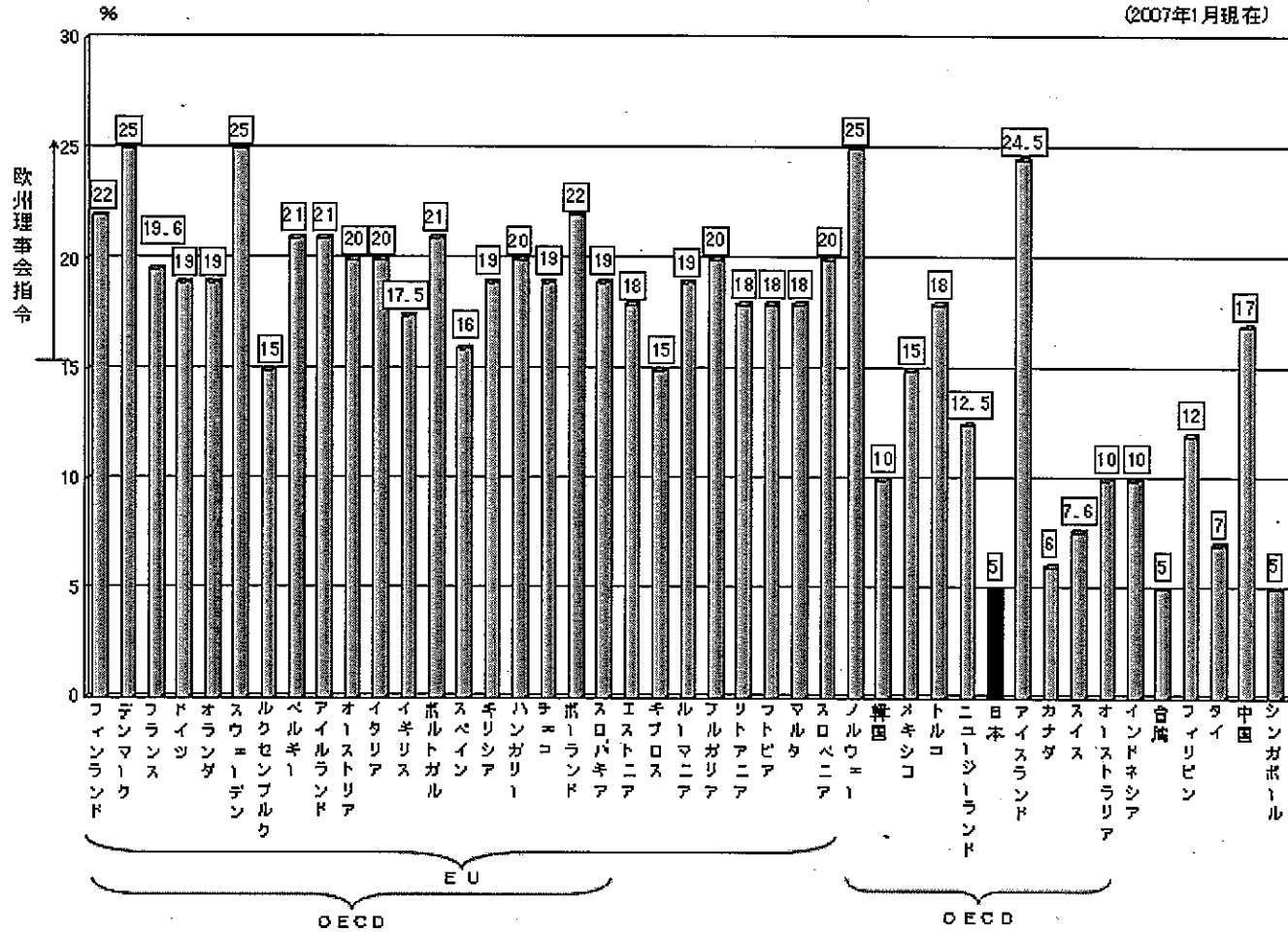
(出典:総務省HP)

地方消費税の概要

項目	内容									
1. 課税主体	都道府県									
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等(役務の提供を含む)を行った事業者 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所)から 引き取る者									
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来は都道府県に申告納付) 国(税関)に消費税と併せて申告納付									
4. 課税標準	消費税額									
5. 税率	100分の25(消費税率換算1%)									
6. 税込 (平成17年度 決算額)	25,512億円									
7. 清算	<p>国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税込を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算</p> <table border="1" data-bbox="1014 579 1328 1230"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額</td> <td>6/8</td> </tr> <tr> <td>「人口(国勢調査)」</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td>「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>		指標	ウエイト	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8	「人口(国勢調査)」	1/8	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
指標	ウエイト									
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8									
「人口(国勢調査)」	1/8									
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8									
8. 交付金	<p>税込(清算後)の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数である分。</p> <table border="1" data-bbox="763 384 943 962"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口(国勢調査)」</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成17年度交付金額 12,494億円</p>		指標	ウエイト	「人口(国勢調査)」	1/2	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2		
指標	ウエイト									
「人口(国勢調査)」	1/2									
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2									

(資料:総務省HP)

付加価値税率(標準税率)の国際比較(未定稿)



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される。(例:オンタリオ州8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.375%)

(出所) IBFD "European Taxation Database"、各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

(出典:総務省HP)

個人住民税の概要

均等割及び所得割

区分	個人住民税	(参考)所得税																																	
課税主体	賦課期日(1月1日)現在の住所地の市(区)町村及び都道府県	国																																	
納税義務者	市町村・都道府県内に住所を有する個人等	日本国内に住所又は居所を有する個人等																																	
課税方式	賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)	申告納税方式(納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定)																																	
課税標準	(所得割)前年中の所得金額	所得金額(現年)																																	
税率	<p>〈総合課税分〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">標準税率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(都道府県)</th> <th>(市町村)</th> <th>(合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>所得割</p> <p>〈分離課税分〉 (例) 課税長期譲渡所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(都道府県)</th> <th>(市町村)</th> <th>(合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	標準税率				(都道府県)	(市町村)	(合計)	一律	4%	6%	10%		(都道府県)	(市町村)	(合計)	一律	2%	3%	5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額等</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>課税長期譲渡所得金額</p> <p>一律 15%</p>	課税総所得金額等	税率	195万円以下	5%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	1,800万円超	40%
標準税率																																			
	(都道府県)	(市町村)	(合計)																																
一律	4%	6%	10%																																
	(都道府県)	(市町村)	(合計)																																
一律	2%	3%	5%																																
課税総所得金額等	税率																																		
195万円以下	5%																																		
330万円以下	10%																																		
695万円以下	20%																																		
900万円以下	23%																																		
1,800万円以下	33%																																		
1,800万円超	40%																																		
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除 ・特定扶養控除 <p>標準税率(年額)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	1,000円	市町村	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 																													
都道府県	1,000円																																		
市町村	3,000円																																		
課税最低限	夫婦子2人の給与所得者(子のうち1人は特定扶養控除)																																		
税額控除	<p>270万円</p> <p>(二重負担の調整のためのもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当控除 ・外国税額控除 ・配当割額控除 	<p>325万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当控除 ・外国税額控除 																																	

	(政策的見地からのもの)		
	・株式等譲渡所得割額控除		
	なし		・住宅借入金等特別控除 ・増加試験研究費特別控除
税収 (平成17年度決算額)	83,178億円 均等割2,062億円、所得割77,467億円、 利子割1,774億円、配当割786億円、 株式等譲渡所得割1,091億円	167,018億円(所得譲与税金 む) (所得譲与税11,159億円)	等

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
1)課税主体	都道府県		
2)納税義務者	利子等の支払を受ける者	都道府県内に住所を有する個人で一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の支払を受けるもの	都道府県内に住所を有する個人で所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの
3)課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
4)税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%) (平成16年1月1日～平成21年3月31日の間は3%(所得税7%))	5%(所得税15%) (平成16年1月1日～平成20年12月31日の間は3%(所得税7%))
5)徴収方法等	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等がその支払等の際に徴収し、利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県に、徴収の翌月の10日までに納入	都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払をする株式会社等がその支払の際に徴収し、特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所の都道府県に、徴収の翌月の10日までに納入	都道府県内に住所を有する者の源泉徴収口座が開設されている証券会社等が源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
6)法人税割又は所得割との調整	(法人税割との調整) 法人に課された利子割について、法人税割との二重課税を調整するため、法人道府県民税の申告の際、利子割額の法人税割額からの控除又は還付等を実施	(所得割との調整) 納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除	

7)交 付金	調整後の利子割額から 徴税費相当額(1%)を控 除した後の金額の5分の 3を市町村へ交付	配当割収入額から徴税費相当 額(1%)を控除した後の金額 の一定割合(5分の3。ただし、 平成16年1月1日～平成20年 3月31日の間に支払を受ける べき特定配当等に係る配当割 については3分の2)を市町村 へ交付	株式等譲渡所得割収入額から徴税 費相当額(1%)を控除した後の金額 の一定割合(5分の3。ただし、平成 16年1月1日～平成19年12月31日の 間に行われた譲渡等により生じた特 定株式等譲渡所得金額に係る株式 等譲渡所得割については3分の2)を 市町村へ交付
8)税 収	各市町村へは、当該市町村に係る個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合(前年度以 前3年度分の平均値)に応じて配分 1,774億円(17年度決算 額)	786億円(17年度決算額)	1,091億円(17年度決算額)

(出典：総務省HP)

固定資産税の概要

課税主体	全市町村 (東京23区の区域内は東京都が課税)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地:1億7,837万筆、家屋:6,073万棟)
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地:3,851万人、家屋:3,799万人、償却資産:386万人)
課税標準	土地、家屋及び償却資産の価格 ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え (H18に評価替えを実施)
税率	標準税率 1.4%
税収	8兆7,547億円(平成17年決算額)

注1) 税収以外のデータは、平成18年実績ベース。

注2) 制限税率(2.1%)は、平成16年度改正により廃止

(出典:総務省HP)

都市計画税の概要

ア. 都市計画税の性格

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるもの。

都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断(条例事項)に委ねられる。

都市計画事業 = 「都市計画施設」の整備に関する事業及び市街地開発事業(都市計画法第4条第15項)

都市計画施設は、次に掲げる施設である(都市計画法第11条第1項)。

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設 等

イ. 都市計画税の課税

- 1) 納税義務者 課税対象となる土地又は家屋の所有者
※賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる。
- 2) 課税対象資産 下表の課税区域に所在する土地及び家屋

【都市計画税の課税区域】

都市計画区域		
線引きが行われている区域		非線引きの区域
市街化区域	市街化調整区域	
全域	市街化調整区域のうち一定の区域を課税区域としなければ、市街化区域を課税区域としていることとの均衡を大きく失するような場合(特に地元の利益となる都市計画事業が施行される場合等)において条例で課税区域を定めたとき	都市計画事業の受益が及ぶ区域として条例で都市計画区域の全部又は一部の区域を課税区域として定めた場合

- 3) 税額の算出 $\text{土地又は家屋の価格}(\times) \times \text{税率}$
(\times)固定資産税の課税標準となるべき価格である(本則)。
- 4) 税率 0.3%を限度(制限税率)として、市町村の条例で定める。

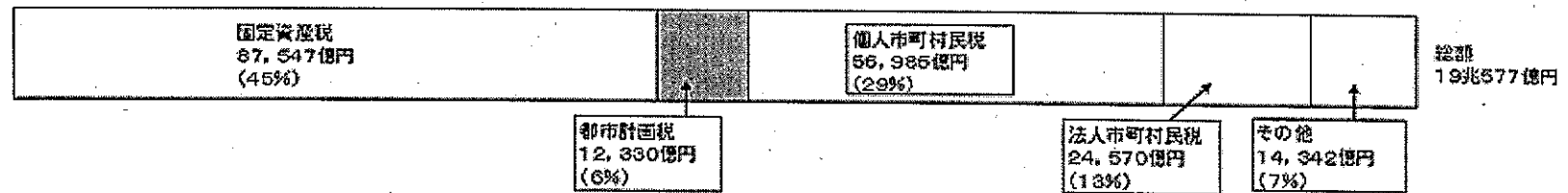
ウ. 都市計画税の収入額の状況等

(単位:億円)

年度	総額	土地	家屋
平成16年度	12,361	7,054	5,307
平成17年度	12,330	6,817	5,513

※土地・家屋毎に四捨五入しているため、総額が一致しない場合がある。

平成17年度決算額

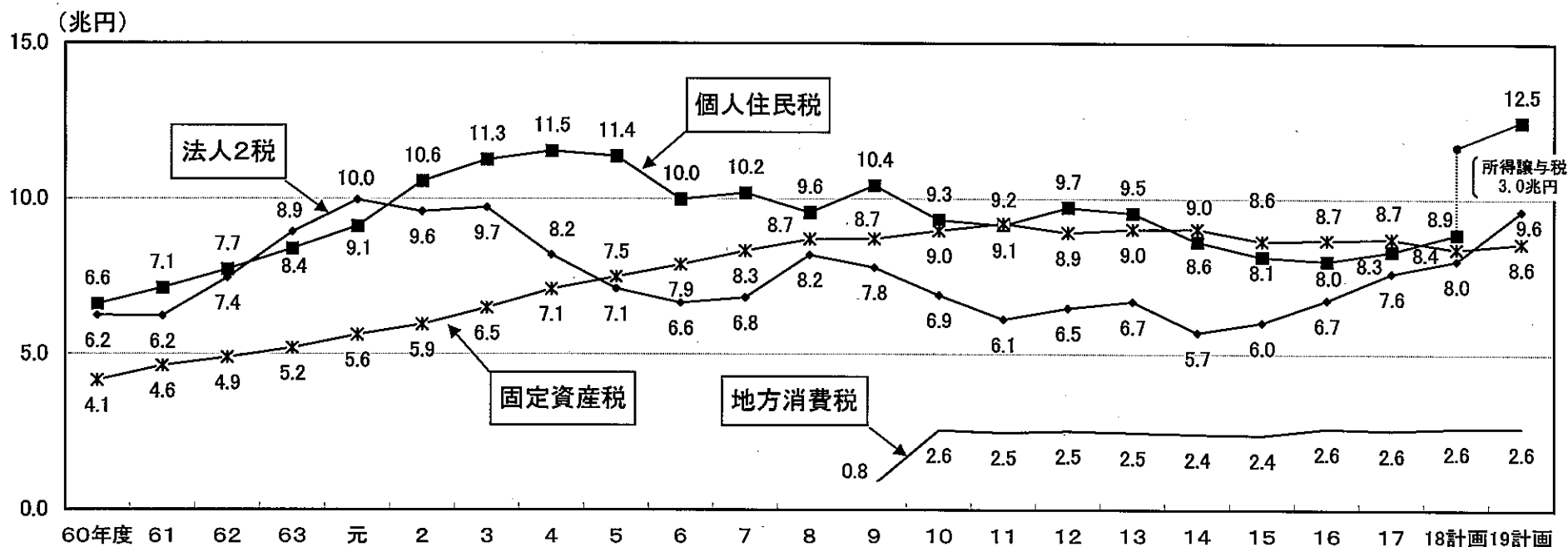
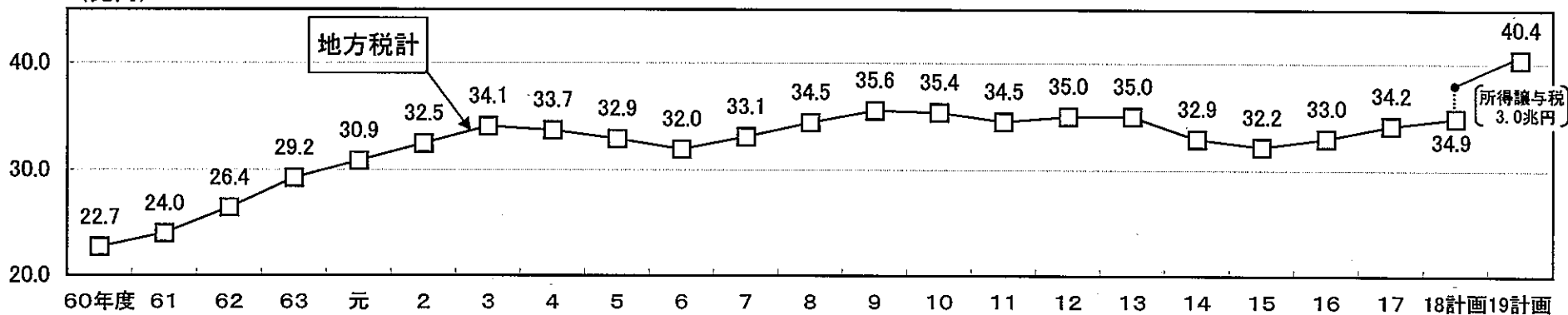


(参考)都市計画税収が市町村税収に占める割合(平成17年度決算)

全国平均 6%、大都市 8%、都市 6%、町村 2%

(出典:総務省HP)

地方税収入の推移 (地方財政計画額ベース)
(兆円)



(備考) 1 平成17年度までは決算額(超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース)、18年度及び19年度は地方財政計画額である。
2 「個人住民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

(出典: 総務省 HP)

地方譲与税の概要

(参考)

譲与税目	地方道路譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	所得譲与税
譲与総額	地方道路税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の1/3	航空機燃料税収入額の2/13	特別とん税収入額の全額	3兆94億円
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保稅地域からの引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kl 揮発油税 48,600円/kl 地方道路税 5,200円/kl	石油ガス充填場からの移出又は保稅地域からの引取数量 17.50円/kg	自動車検査証を受け る車・車両番号の指 定を受ける軽自動車 例)乗用自動車 自家用(2年) 12,600円/自重0.5トン	航空機に積み込まれ た航空機燃料の数量 26,000円/kl	開港へ入港する外国貿 易船の総トン数 入港ごと 20円/トン 1年分一時納付 60円/トン	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む)	都道府県・指定都市	市町村 (特別区含む)	空港関係都道府県 空港関係市町村	開港所在市町村	都道府県・市町村 (特別区を含む)
譲与基準	都道府県・指定都市 58/100 1/2 一般国道・都道府 県道の延長 1/2 一般国道・都道府 県道の面積 市町村 42/100 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・都道 府県道の延長 1/2 一般国道・都道 府県道の面積	1/2 市町村道の延 長 1/2 市町村道の面 積	市町村 4/5 1/3 着陸料収入額に より譲与 2/3 騒音が著しい地 区内の世帯数に より譲与 都道府県1/5 市町村の譲与基準に より算定した額	開港への入港に係る特 別とん税の収入額に相 当する額	都道府県2兆1,794 億円 17年度分の所得 譲与税の額にあん 分 17年度分の税源 移譲予定特例交 付金の額にあん分 各団体ごとの税源 移譲見込額であん 分 市町村8,300億円 17年度分の所得 譲与税の額にあん 分 各団体ごとの税源

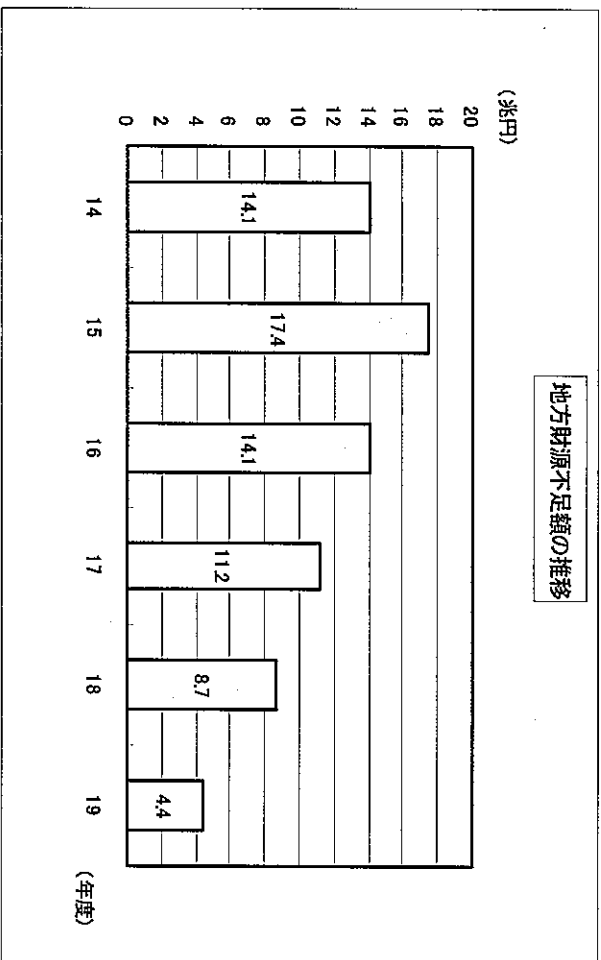
						移譲見込額であん分
譲与基準の補正について	人口、道路の種類・形態・幅員による補正 昼間人口の多い地域には別途補正	普通交付税算定に用いる道路橋梁費の測定単位当たりの補正率による補正	道路の幅員及び人口により補正 昼間人口の多い団体については別途補正	着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等により補正	なし	なし
使途	道路費用	道路費用	道路費用	騒音による障害防止・空港対策	条件・制限なし	条件・制限なし
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月
譲与実績額（平成18年度）	3,048億円	140億円	3,721億円	163億円	116億円	3兆94億円

(出典:総務省HP)

地方財政の現状

I 大幅な地方財源不足と高い公債依存度

- 地方財源不足額・・・4兆4,200億円(平成19年度)



- 公債依存度・・・地方債依存度 11.6%(平成19年度)

II 多額の借入金残高・・・平成19年度末で199兆円(対GDP比38.1%)

- 平成19年度末の交付税特別会計借入金残高 33.0兆円(平^⑩末見込み(当初)=52.8兆円)
 (注1) 平成19年度に国負担分18.6兆円を全額国の一般会計借入金へ振替整理
 (注2) 地方負担分は平成18年度補正0.5兆円、平成19年度0.6兆円の償還を実施

III 個別地方団体の財政硬直化・・・各指標が10年前に比べ、悪化

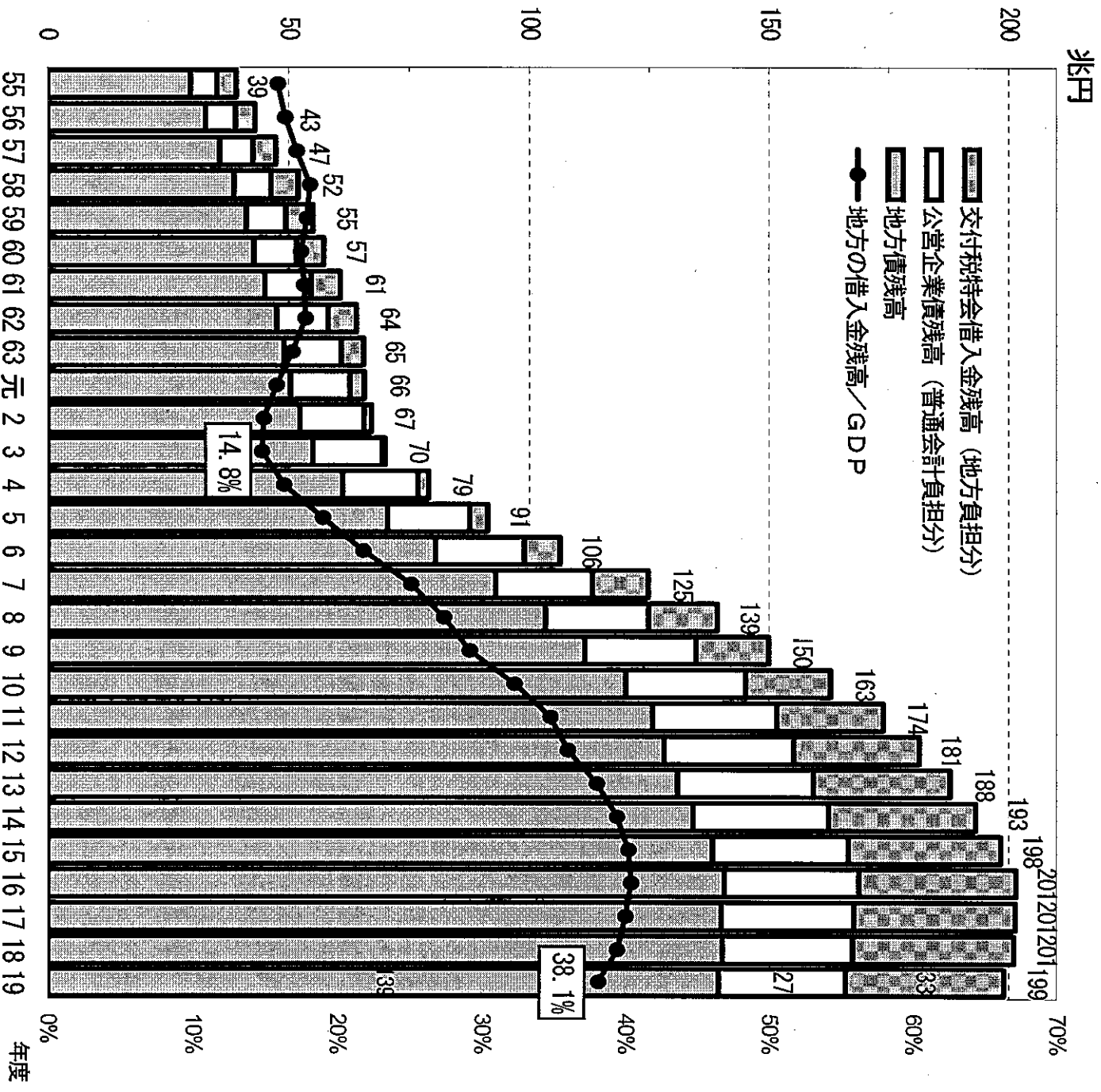
- 財政構造の弾力性を判断する各指標がいずれも悪化し、硬直化が懸念される状況

(全地方団体合計)	平成7年度	平成17年度
・ 経常収支比率	84.7%	→ 91.4% (+6.7)
・ 公債費負担比率	13.3%	→ 19.2% (+5.9)
・ 起債制限比率	9.9%	→ 11.7% (+1.8)

(出典：総務省HP)

地方財政の借入金残高の状況

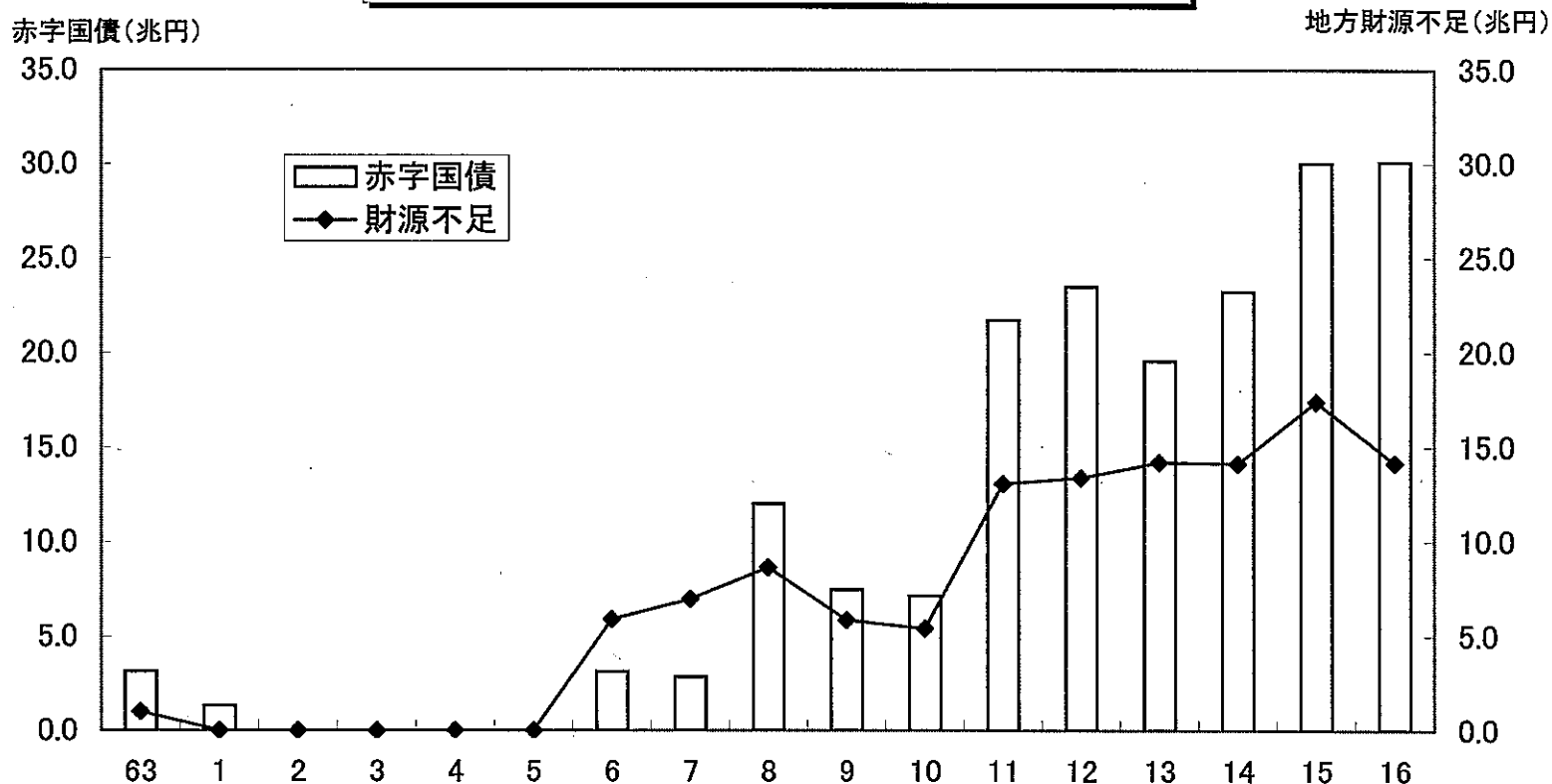
- 地方財政の借入金残高は、平成 19 年度末で 199 兆円と見込まれている。この内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)33 兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)27 兆円、地方債残高 139 兆円である。
- 借入金残高は、減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、平成 3 年度から 2.8 倍、129 兆円の増となっている。
- この借入金増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 84 兆円と 6 割程度(65.3%)を占めている。



(本典：総務省HP)

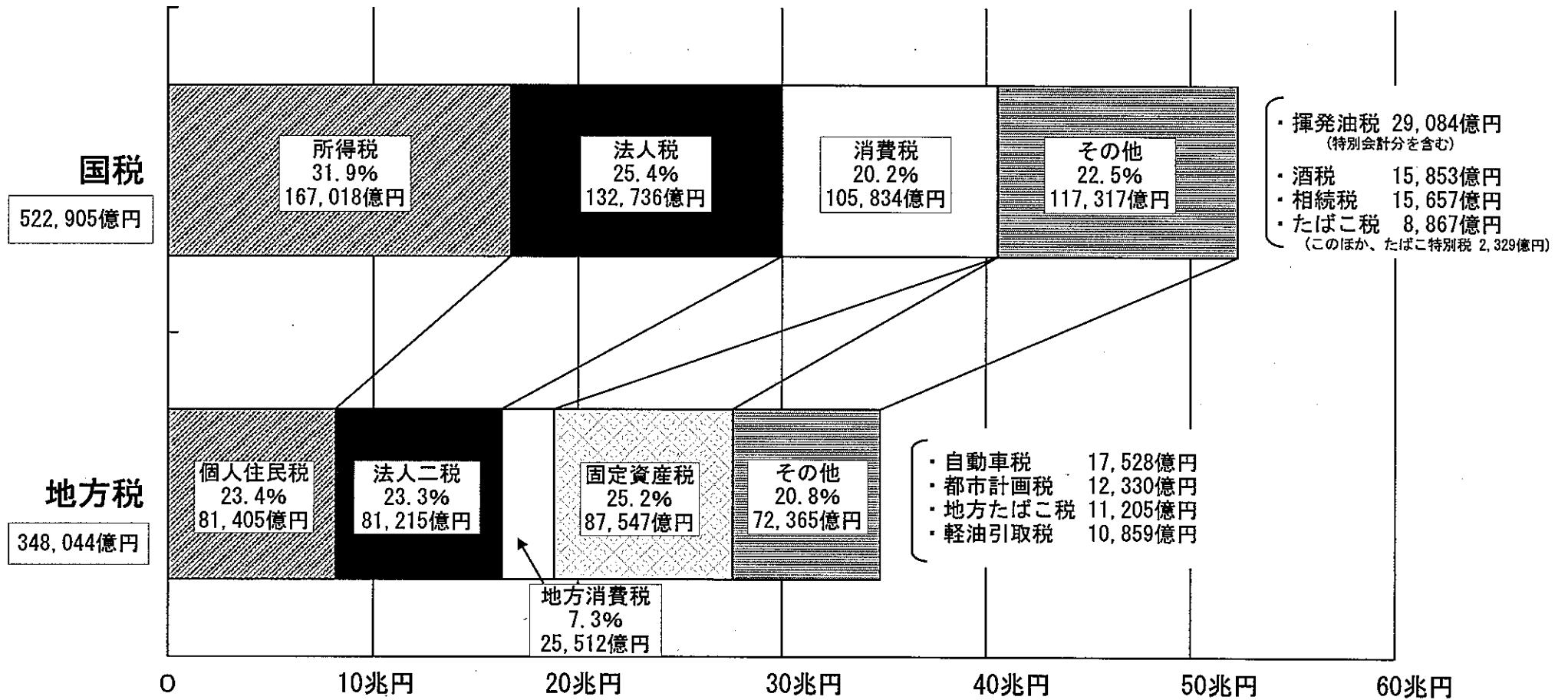
- 地方財政の大幅な財源不足の主因は、国が赤字国債を発行して、地方にも同様の財政運営を強いてきたことにある。国の赤字国債からはこれに対応した地方財源が生まれてこないため、地方財政も大幅な財源不足を余儀なくされてきた。
- 地方財源不足の解消のためには、国の赤字国債依存体質からの脱却が不可欠。

赤字国債発行額と地方財源不足の推移



注) 赤字国債、地方財源不足とも当初ベース
 (出典: 第26回経済財政諮問会議〈H16.10.22〉麻生議員提出資料②より)

国税・地方税の税収比較～平成17年度決算額～



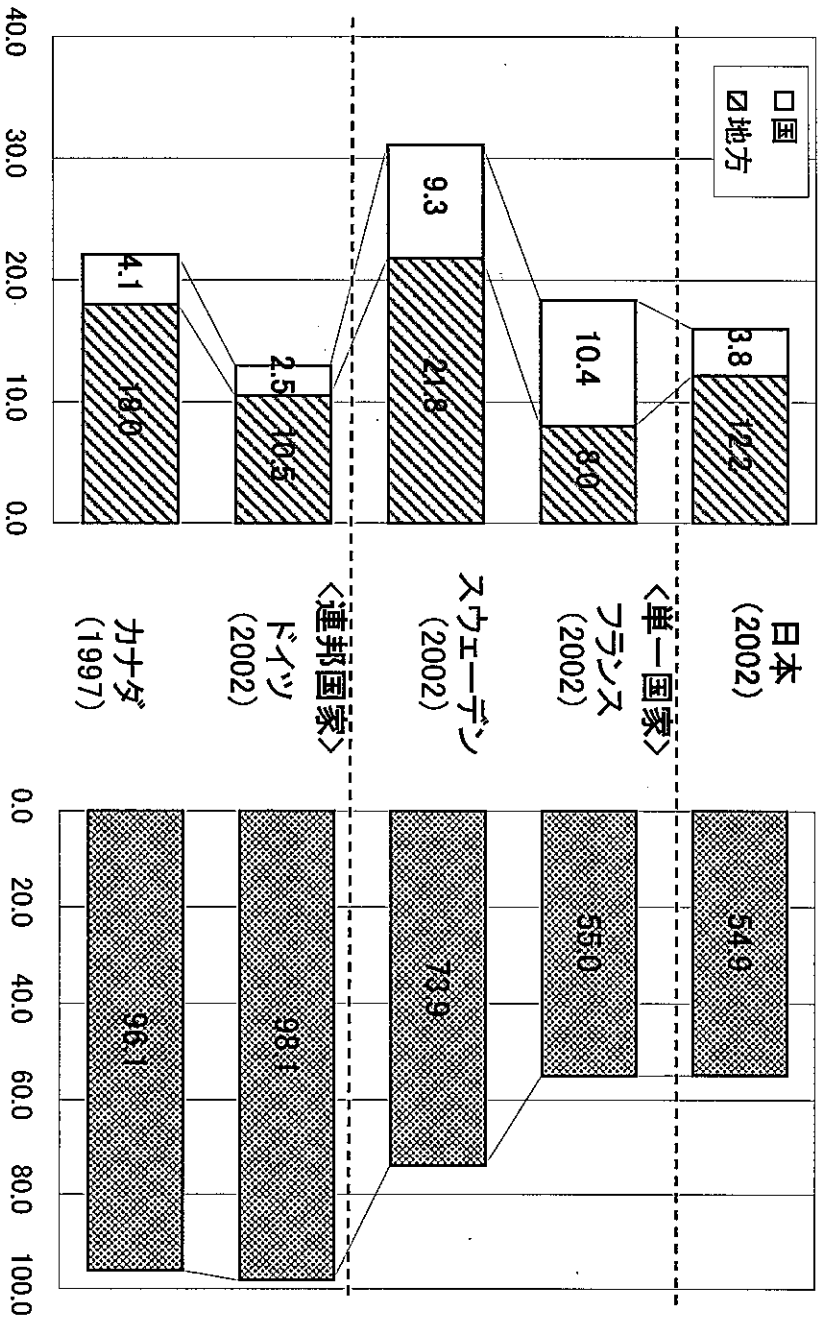
- (注) 1 各税目の%は、国税・地方税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は、特別会計分を含む。
 3 地方税は、超過課税分及び法定外税を含む。
 4 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含み、利子割は含まない。
 5 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 6 法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。

(出典: 総務省HP)

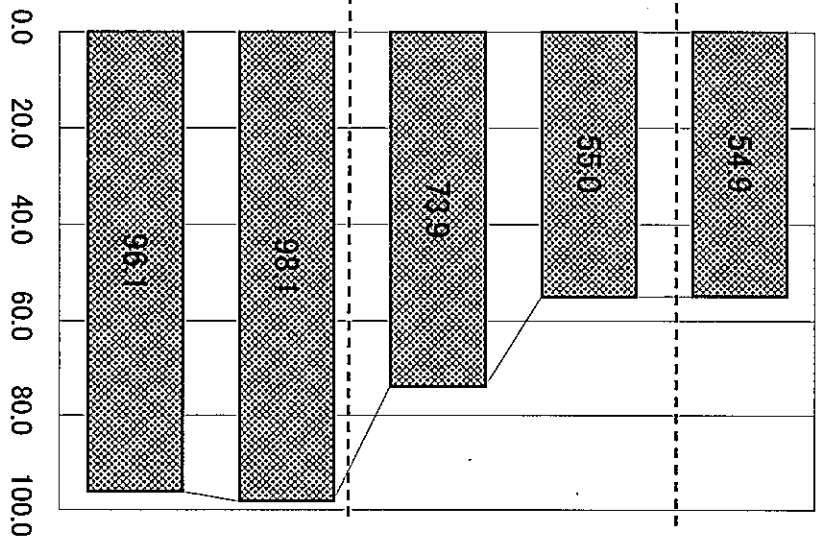
国及び地方の歳出・税収の国際比較

- 日本の地方公共団体は、仕事(支出)は連邦国家の地方政府並みである。
- 他方、それを賄うための地方税収は、他国に比べて低い(支出の6割未満)。

国と地方の支出
(対GDP比)



地方税収による
充足率

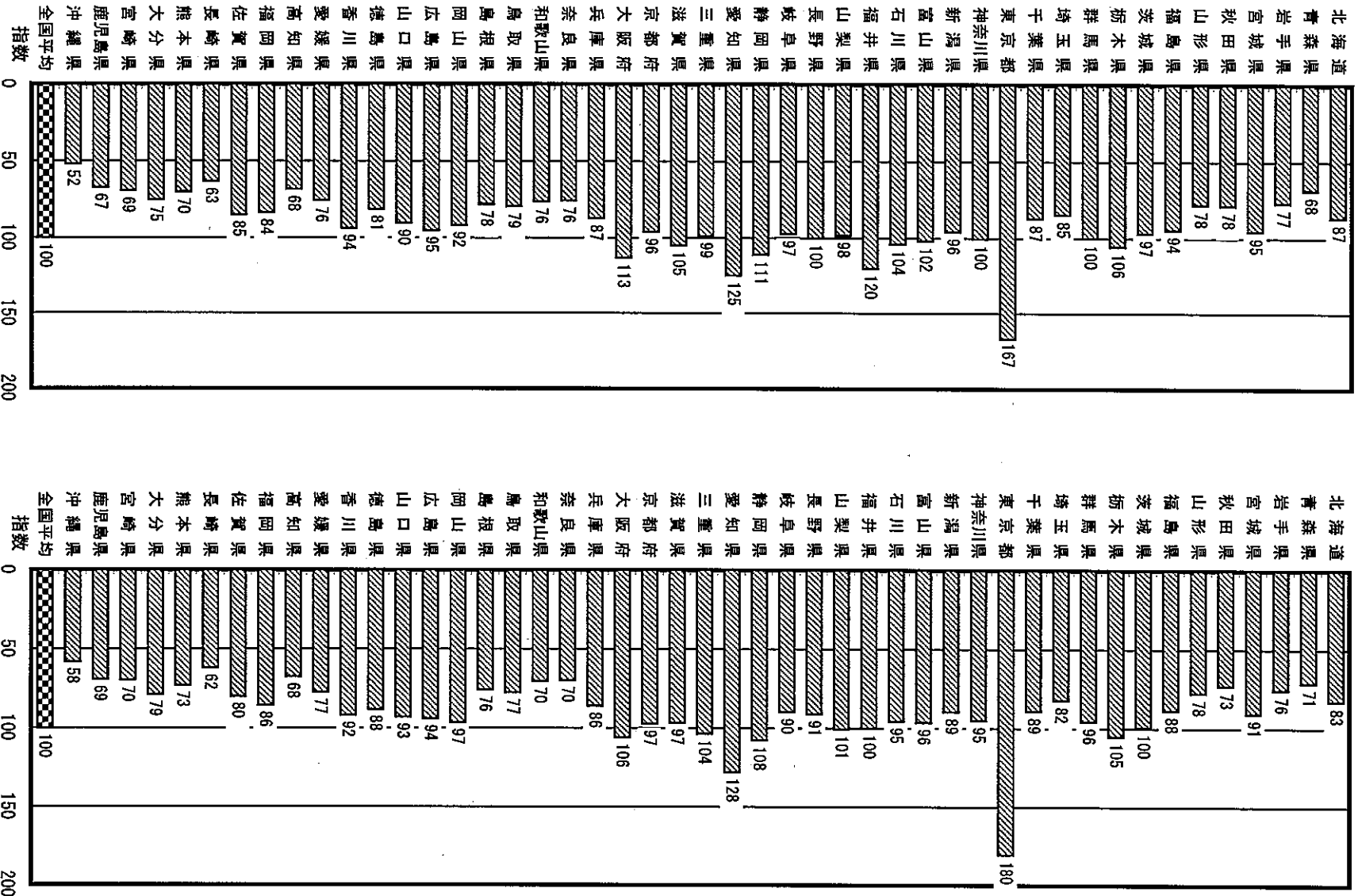


※支出は社会保障基金を除く一般政府歳出(公的資本形成及び最終消費支出の合計額)
 歳出データ・GDP[NATIONAL ACCOUNTS DETAILED TABLES VOLUME IV](OECD)等
 税収データ[REVENUE STATISTICS]
 カナダ及びドイツの地方税には、州税を含めている。
 (出典:総務省HP)

都道府県別人口1人当たり道府県税収額の指数(全国平均を100とした場合)

平成7年度

平成17年度



最大値／最小値：3.22

最大値／最小値：3.10

(注1) 決算額から超過課税分及び法定外税を除いた地方財政計画額ベースである。

(注2) 平成17年度については、地方消費税清算後ベースである。

(出典：総務省HP)

協議資料 5

廃止すべき国庫補助負担金等一覧
(分野別プロジェクト△検討報告資料)

(平成18年度予算による。 単位：億円)

区分	主な項目	廃止額
①経常的な国庫補助金 (16条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校等経常費助成費補助金(1,009.6億円) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(443.1億円) 農山漁村地域活性化整備交付金(414.6億円) 農業・食品産業強化対策整備交付金(368.3億円) 次世代育成支援対策交付金(339.6億円) 児童育成事業費補助金(328億円) 中山間地域等直接支払交付金(221.5億円) 農地保有合理化促進対策費補助金(205億円) 幼稚園就園奨励費補助金(181.5億円) 次世代育成支援対策施設整備交付金(140億円) 身体障害者等福祉対策事業費補助金(131億円) <p>など</p>	5,248
②経常的な国庫負担金 (10条関係) (③を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 児童保護費等負担金(児童保護措置費負担金等)(4,376億円) 身体障害者保護費負担金(585.6億円) 保健事業費等負担金(保健事業費負担金)(239.5億円) 公的賃貸住宅家賃対策補助(158.2億円) 生涯職業能力開発事業等委託費(114.5億円) 業務委託費(農林漁業金融公庫)(95.3億円) 職業能力開発支援事業委託費(38.7億円) <p>など</p>	5,656
③施設整備に関する 国庫補助負担金	<ul style="list-style-type: none"> 地域住宅交付金(1,300.5億円) 廃棄物処理施設整備費補助(490.5億円) 循環型社会形成推進交付金(430億円) 公営住宅建設費等補助(293.2億円) 職業能力開発校設備整備費等補助金(47.7億円) 消防防災施設整備費補助金(34.6億円) 保健衛生施設等施設整備費補助金(18.2億円) <p>など</p>	2,619
④公共事業等投資的 な国庫補助負担金 (③を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 地方道路整備備臨時交付金(7,393億円) 下水道事業費補助(6,455.4億円) まちづくり交付金(2,380億円) 地域連携推進事業費補助(1,495.9億円) 地域再生基盤強化交付金(1,377億円) 住宅市街地総合整備促進事業費補助(1,312.4億円) 交通連携推進事業費補助(674.4億円) 経営体育成基盤整備事業費補助(653億円) 都市公園事業費補助(616.2億円) 交通安全施設等整備事業費補助(539億円) <p>など</p>	30,683
合 計		44,206

※「主な項目」については、それぞれの区分ごに額の大きなものから順に掲げたものである。

(出典：全国知事会議(協議資料5)〈H19.7.11〉)

我が国の地域ブロックの諸外国との比較（人口・GDP）

我が国の地域ブロックは、人口・経済力等で欧州等の一国に匹敵

人口(2005年)

国名	人口(万人)
日本	12,776
イギリス	5,967
韓国	4,782
首都圏	4,237
マレーシア	2,535
近畿圏	2,089
中部圏	1,722
オランダ	1,630
九州圏	1,335
東北圏	1,207
ポルトガル	1,049
ベルギー	1,042
ハンガリー	1,010
スウェーデン	904
オーストリア	819
中国圏	768
スイス	725
北海道	563
デンマーク	543
フィンランド	525
ノルウェー	462
シンガポール	433
四国圏	409
北陸圏	311

GDP(2003年)

国名	GDP(名目、億米\$)
日本	42,426
イギリス	18,076
首都圏	15,818
近畿圏	6,807
中部圏	6,180
韓国	6,081
オランダ	5,128
九州圏	3,751
東北圏	3,574
スイス	3,218
ベルギー	3,047
スウェーデン	3,016
オーストリア	2,552
中国圏	2,427
ノルウェー	2,206
デンマーク	2,111
北海道	1,682
フィンランド	1,618
ポルトガル	1,472
四国圏	1,155
北陸圏	1,062
マレーシア	1,037
シンガポール	924
ハンガリー	821

面積

国名	面積(万km ²)
スウェーデン	45.0
ノルウェー	38.5
日本	37.8
フィンランド	33.8
マレーシア	33.0
イギリス	24.3
韓国	10.0
ハンガリー	9.3
ポルトガル	9.2
オーストリア	8.4
北海道	8.3
東北圏	7.4
デンマーク	4.3
オランダ	4.2
中部圏	4.1
スイス	4.1
九州圏	3.9
首都圏	3.6
中国圏	3.2
ベルギー	3.1
近畿圏	2.7
四国圏	1.9
北陸圏	1.1
シンガポール	0.1